

海外経済要録

国際機関

◇IMF総務会、SDR制度の創設を主とするIMF協定改正案を承認

昨年9月のリオ総会決議に基づき、IMF理事会が作成した「特別引出権制度の創設および現行規約・慣行の改善のためのIMF協定改正案」は、予定どおり5月31日総務会の承認を得た。

今次総務会の投票に際し、南アなど3か国が棄権したほか、注目されたフランス(およびフラン圏諸国)は賛否いずれの投票も行なわなかった。総務会投票の内訳次のとおり。

賛成	84か国	216,155票(全投票権数の	90.73%)
棄権	3か国	2,952票(1.24%)
不投票	20か国	19,128票(8.03%)

米州諸国

◇米国、財政緊縮法案の成立

ジョンソン大統領はさる6月28日、財政緊縮法案(The Revenue and Expenditure Control Act of 1968)に署名し、ここに増税(10%付加税)と歳出削減(60億ドル)を主たる内容とする懸案の財政緊縮策が成立することとなった。同法案の大綱については、すでに5月8日上下両院合同協議会において合意をみたが、歳出削減による都市対策関係費など社会福祉関係の支出削減をおそれる進歩派議員の反対や、歳出削減幅をめぐるジョンソン大統領自身の反対から、暫時上程が見送られていた。しかし、5月末日にジョンソン大統領が60億ドルの歳出削減を受け入れるとの意向を表明してからは、内外の緊迫した情勢をも反映して成立への動きが活発化し、6月20日には下院本会議に上程され即日可決(賛成268票、反対150票)、翌21日には上院も通過し、かくて17年来といわれる増税が成立するに至った。

同法案の主たる内容については6月号「要録」で紹介済みであるが、今回成立した最終案では次の3点がこれにつけ加えられている。

- (1) これまで地方公共団体の発行する産業開発債の利子については免税特権が認められていたが、この特権を5月1日にそ及して停止する。ただし、発行額1百万

ドル未満の債券の利子についてはこの限りでない。

- (2) 1967年の法律により、本年7月1日から凍結が予定されていた民生関係費の一部につき、凍結措置を明年7月1日まで延期する。
- (3) 法人税の徴収促進により、企業の予定納税率を80%(現行70%)に引き上げる。

なお、増税分については、法人税は法律発効日の15日後(7月12日)から、また個人所得税については9月15日から納税開始となる予定である。

◇米国政府、新通商法案を提案

さる5月28日、ジョンソン大統領は議会に対し「通商法案」を提案した。その内容は次のとおり。

- (1) A S P (American Selling Price) 制度の廃止

一部ベンジン系化学製品に対する関税を、輸入価格によらず米国内の販売価格を基準にして課すというA S P 制度は、ケネディ・ラウンド交渉に際しE E C はじめ多くの国から非難を浴びた制度である。米国は、E E C などから化学製品の関税譲許をうるために、本制度の撤廃を各国に約したが、今回この公約に従い議会にその撤廃を提案したものである。

- (2) 関税引下げ権限の延長

1962年の通商拡大法(昨年6月30日に失効)は、大統領に対し50%の関税引下げ交渉権限を付与したが、ケネディ・ラウンドに基づく関税引下げは、各国の利害対立から平均35%前後にとどまった。このため、この交渉で実現をみなかった残余の部分(15%前後)について、引き続き大統領に関税引下げ交渉権限を付与するよう要請したものである。

- (3) 輸入増大に伴う損害に対する調整措置

前記62年の通商拡大法は、輸入増大に伴って特定の企業あるいはその労働者が損害をこうむった場合、補助金支出等によって行なう産業救済調整措置を規定していたが、その運用を弾力化するため、損害の認定基準等を緩和するという提案である。

- (4) 米・加自動車協定の延長

米国、カナダ両国の自動車および同部品について相互に関税を撤廃する協定(1965年)の延長提案。

- (5) ガットの経費分担金に対する支出権限の要請

この通商法案については、ケネディ・ラウンド妥結に伴う事後措置および増大する輸入制限運動に対する米国政府の態度を示すものとして、早くから注目されていた。

上記の内容からも明らかなおと、米国政府は本法案を通じて自由貿易の推進に対する決意をあらためて表明

したといえるが、同時にその後の当局者の発言からも明らかのように、今なお残存する各国の非関税貿易障壁に対しては、積極的にその除去を図るとともに、対応する報復措置を実施する方針を固めたことも事実と思われる。

目下本法案は、下院歳入委員会の貿易問題公聴会にかけられているが、公聴会終了後、数ある輸入制限法案とあわせて、本法案がどのような取扱いを受けるか、注目されるところである。

◇米国、貯蓄債券の利率引上げ

米国財務省は5月31日、合衆国貯蓄債券(United States Savings Bonds)および“Freedom Shares”貯蓄債券の利率を引き上げるとともに、とくに後者については消化促進のため購入条件を緩和する旨発表し、最近の歴史的高金利状態を背景とする貯蓄債券の売れ行き不振に対処することとした。

新利率は、6月1日から、新規債および既発債の双方に適用されている。今次措置の概要次のとおり。

- (1) 現在発行中のE(割引債形式)およびH(利付債形式)シリーズ合衆国貯蓄債券の利率(現行4.15%)を、第2自由公債法に定められた最高限度(4.25%)にまで引き上げる。

なお、今次引上げは、最初の利率引上げ(1952年3→3.15%)以来5回目にあたるが、Eボンドについては従来はもっぱら償還期限の短縮(1935年初回時の10年から1965年前回引上げ時の7年にまで短縮)により利率向上がはかられたのに対して、今回は満期到来時の償還価格増額(額面価格以上で償還)によって利率引上げが行なわれた点が注目される。

- (2) “Freedom Shares”貯蓄債券の利率(現行4.74%)を、同じく満期到来時の償還価格を増額することによって5%に引き上げ、また従来は同貯蓄債券の購入が特定グループ(“bond-a-month” plan 制度への加入者)に限られていたのを、今後は一定条件さえ満たせば(注)だれでも自由に購入できるしくみに改める。

(注) すなわち、“Freedom Shares”貯蓄債券は、それと同額ないしはそれを上回る額の合衆国貯蓄債券を抱合せで購入したのに対して売却されるしくみで、この点が一般の貯蓄債券と異なる。ベトナム戦争の調達に資することを目的に1967年5月から発行されたもので、償還期限は4年半、額面は25・50・75・100ドルの4種類に分かれている。

◇米国、準備預金制度を改正

連邦準備制度理事会は、先般加盟銀行準備預金の算定方式変更を提案し、これに対する市中のコメントを求めていたが、このほど次のようにレギュレーションDを改正し、9月12日から正式に実施する旨発表した。本改

正は、現在進められている「再割メカニズムに関する研究」との関連で行なわれたものではあるが、所要準備の計算方法の改正を中心とした技術的なもので、金融政策の変更を意味するものではないと説明されている。本改正の概要等次のとおり。

1. 改正点

- (1) 準備市銀行および地方銀行の支払準備の計算期間(reserve periods)を1週間に統一する(現在は、準備市銀行については1週間、地方銀行については2週間)。
- (2) 毎週の準備金所要額の計算については、2週間前の週の預金平残を基準とする(現在は、毎日の準備金所要額は前日の預金残高を基準としており、これを各計算期ごとに平均している)。
- (3) 毎週の準備金積立額の計算にあたり、その2週間前の週の手元現金を算入することとする(現在は、当該週の手元現金を算入)。
- (4) 所要準備金に対する過不足額は、所要額の2%を限度として次週に繰り越すことを認める。

2. 改正の目的

- (1) 各計算期の準備所要額が事前に確定するため、加盟銀行は準備金の積立てを計画的に行なうことが可能となる。その結果、従来各計算期の末日(水曜日)に発生しがちであった、銀行による準備金調整のための圧力が緩和され、当日のフェデラル・ファンド・レートが異常に乱高下するといった事態の改善が期待される。
- (2) 準備市銀行と地方銀行の計算期間を統一することによって、従来隔週ごとに生じた資金需給の変動を調整できる。
- (3) 公開市場操作にあたるニューヨーク連銀の trading deskからみても、銀行準備の状況についての推計が容易になることから、資金需給の調整がやりやすくなる。

なお、市中ではMorgan Guaranty 1行が次のような意見を述べた。①所要準備の計算基準を2週間前の預金平残と定めるのは適切である、②しかし、全加盟銀行の準備金計算期間の統一は、従来隔週ごとに集中していた準備金調整圧力をよりひん繁にするにすぎない可能性がある、③もっとも、再割窓口の利用が容易になれば、銀行の準備調整手段が変化することも予想され、したがって今次改正は、「再割メカニズムの研究」によるレギュレーションAの改正をまって正式に実施すべきである。

◇米国、米州開銀に対する出資を増額

ジョンソン大統領は、6月4日、米州開発銀行(ID

B)の通常資本金(注)に対する米国の出資を4.12億ドル増額(うち69年度払込み予定は2.06億ドル)する法案に署名した。これは、近年における同行融資の増大(66年中4億ドル、67年中4.9億ドル、61～67年間計24億ドル)にかんがみ、昨年4月の同行総会で承認された通常資本金10億ドル増資(21.5→31.5億ドル)計画のうち、米国に対する割当分に相当する。なお、同総会の席上、特別事業基金(注)の12億ドル増額計画(11.2→23.2億ドル、67～69年の3年間で分割払込み)も採択されており、これに対する米国の負担分9億ドルの払込み権限(69年度分3億ドル)も、本年の大統領予算教書で要請されている。

(注) 通常資本金(Ordinary capital)は、融資条件が相対的にきびしく、貸出通貨建て返済となっている「ハード・ローン」の原資であり、これに対し自国通貨建て返済が認められ、条件もゆるやかな融資の原資となっているのが特別事業基金(Fund for Special Operations)である。

◇米国輸出入銀行の特別基金制度

米下院は、6月24日、米国輸出入銀行(EXIM)に特別基金を設ける法案を承認した(上院は6月18日に通過)。同法の概要は次のとおり。

1. 同行の融資権限(135億ドル)のうち5億ドルを特別基金としてイママークし、これをリスクの高い地域(低開発国)向けの輸出に対する融資・保証・保険に振り向ける。従来同行の融資には、返済の“reasonable assurance”があることが必要とされたが、本基金を使用する場合には、返済の“substantial likelihood”があれば十分とされる。ただし、金利等融資条件は通常融資の条件が適用される。

2. 本基金の使用により損失が生じた場合は、財務省が1億ドルに限って負担し、それ以上は全額同行の負担とする。

3. 同行は本基金の使用状態について、3か月ごとに議会に報告する。

今次特別基金制度は、貿易収支改善策の一環として、本年初ジョンソン大統領によって要請されたものである。これによって、低開発国向け輸出(ジャーナル・オブ・コマース紙によれば、とくにブラジル、インド、インドネシア、イラン、韓国およびタイなどに対する航空機・重機械設備の輸出)が促進されることが期待されているが、本年中の貿易収支改善に対する寄与は少ないとみられている。

◇米国、株式等に対する証拠金率を引上げ

連邦準備制度理事会は6月7日、株式ならびに転換社債に対する証拠金率を、それぞれ80%(従来70%)、60%

(同50%)に引き上げ、翌8日から実施する旨発表した。

今回の措置は、頃来のインフレ高進、国際通貨不安に加え、さる3月末のジョンソン大統領によるベトナム和平演説以来の株式市場の投機化傾向に対処して採られたもので、とくに株式に対する証拠金率は、1963年秋以来4年半ぶりの引上げであり、この結果1958～60年(90%)以来の高率となった。

(注) なお、ニューヨーク証券取引所は、取引量の増大に伴う受渡事務の渋滞に対処するため、6月12日以降毎週水曜日の取引を中止している。

証拠金率(margin requirements)の推移

(単位・時価に対する%)

	実 施 日			
	1962年		1963年	
	7月 10日	11月 6日	3月 11日	6月 8日
レギュレーションT (ブローカーおよび ディーラー融資) 株 式 株式に転換しうる債券* 空 売 り	50	70	70	80
レギュレーションU (銀行融資) 株 式 株式に転換しうる債券*	50	70	70	80
レギュレーションG (その他融資)* 株 式* 株式に転換しうる債券*			70	80

*印は、本年3月から新たに規制対象に加えられた。

◇米国、海外直接投資規制枠運用を一部修正

米商務省は6月6日、本年初頭に発表された企業の海外投資に対する規制のうち、直接投資規制枠の運用について、次のとおり若干の修正を行ない、6月10日から実施する旨発表した。

「米国企業が海外借入れ返済のために行なう送金については、当該借入れが実行後7年以内に返済されるものでない場合に限り、直接投資規制の枠外扱いとする」。

今次措置につき、商務省当局は、米国企業の海外における長期借入れを促進するための措置と説明している。

◇米国、貸付金利明記法の成立

「貸付金利明記法」(truth-in-lending)と一般に呼ばれている「1968年消費者信用保護法」(Consumer Credit Protection Act of 1968)は、さる5月29日、ジョンソ

ン大統領の署名を経て成立、69年7月1日から実施される運びとなった(ただし、賃金差押え規制措置のみ70年7月1日から実施)。

同法律は、1961年の Paul H. Douglas 上院議員(民主党、イリノイ州)の提唱にはじまるが、その後、金融界の反対もあり、また各種の消費者金融について実質的な消費者負担コストを統一的に明示することがきわめて困難な事情もあって、立法化は難航を重ねたが、67年7月11日上院を通過し、本年2月1日には若干の内容修正があったものの絶対多数(382対4)で下院を通過し、その後両院協議会での14週間にわたる意見調整後、さる5月22日上下両院において最終的に承認されたものである。同法の実際の運用は、連邦準備制度理事会が今後発表する予定の補足規定により規制されることとなっているが、本件に関する最大の問題である effective annual rate の算定方式の決定に関しては、なお波乱は免れがたいとみられる。

本法律の内容は概略次のとおりである。

(1) 規制対象

イ、銀行およびその他金融機関、販売金融会社(finance company)、商店、デパート、モーゲージ会社などすべての消費者信用関係機関の消費者金融に関する finance charge を規制する。

ロ、規制の対象となる finance charge には、金利のほか、調査・サービス・保険・諸手数料等、消費者信用に付随して生じ、実質消費者負担となるいっさいのコストを含む。

(2) 貸付金利明記規定

イ、規制対象機関は、当該取引実行前に原則としてすべて相互に比較可能な“approximate effective annual rate”をもって finance charge を明記しなければならない。

なお、1970年末までは、finance charge を“100ドルにつき何ドル”の形で表示することも認めるが、1971年1月1日以後はすべて“%”表示に統一しなければならない。

ロ、金利明記原則の適用範囲は、1件当たり最高25,000ドルまでのローンならびに割賦信用取引とする(ただし、住宅等のモーゲージにはこのような金額の制約を設けない)。

ハ、finance charge が小額の場合には、次のとおり金利明記原則の適用が免除される。

1件当たり取引高が25ドル未満…金利明示は不必要。

ㄥ 25~75ドル未満…finance charge が5ドル以下であれば

同上。

ㄥ 75ドル以上…finance charge が7.5ドル以下であれば同上。

ニ、さらに、revolving credit 方式の場合、minimum charge は残高が35ドル以下で、同 charge が50セント以下の場合には、明記義務が免除される。

(注) revolving credit 方式とは、あらかじめ定められたクレジット・ラインの範囲内であれば、自由に受信が認められ、返済することによって、自動的に受信可能となるもの。

(3) 連邦準備制度理事会による規制

連邦準備制度理事会は、finance charge の算定方式の決定をはじめ、本法に定められた各種規則に関する「補足規定」を作成し公布する。

(4) その他の規制

イ、広告…消費者の負担となる真正な金利コストをはじめ、現金正価、付帯費用等の点につきできるかぎり詳細な内容を掲示しなければならない。

ロ、賃金差押え規制…週手取り額(take-home-pay)の最初の48ドル(法定最低賃金上昇にスライドして引き上げられる)ないしは75%相当部分のうち、いずれか大きいほうの額までは、債務不履行の場合の差押え執行を免除する。

また、雇用主は、賃金差押えに関連した理由をもって、労働者を解雇してはならない。

ハ、モーゲージ…第1順位担保付モーゲージ(first-mortgage-loan)に対しても、金利明記原則を適用するが、表示法は現行どおりの effective annual rate をそのまま使用してよいこととする。

さらに、家屋修理業者が、消費者に対し住宅改修モーゲージに第2順位担保(second-mortgage)をつけさせる行為を阻止するため、家屋所有者に対し、同契約を3日以内にキャンセルすることを認める。

ニ、高利取締り規制…貸付の強制行為ならびに年間45%以上の高金利を課す暴利行為は、これを Federal crime(最高10,000ドルの罰金ないしは20年間の懲役に処せられる)とみなし、かつ連邦検察局(FBI)に、州の高利規制法(usury laws)の適用強化を支援しうる権限を与える(その具体化については、目下財務省で検討中の由)。

(5) 調査委員会の設置

消費者信用委員会(National Commission on Consumer Finance)を設置し、今後2年間にわたり消費者信用の実態調査を行ない、議会に対し必要な立法措置の

勧告を行なう。

(6) 罰則規定

本法に違反した者は、最高1,000ドルの弁償金の支払いまたは最高1年の懲役に処せられる。

◇カナダ、新産金を自由市場で売却

6月4日、カナダの大手産金業者であるキャムフロ鉱山会社(Camflo Mines Ltd.)は、7月以降政府に対する新産金の売却を停止し、これを自由市場で売却する旨発表した。これは、現在同社の受け取る政府補助金が1オンス当たり5セントにすぎないのに対し、一方自由市場の金価格はこのところ恒常的に40ドルを上回っている状況から、市場へ売却したほうが補助金を受けるよりも有利であるとの判断によるものと伝えられ、最近の自由市場における金価格の推移からみて、補助金が1オンス当たり5ドル程度以内にとどまっている産金業者(現在約3~4社)は、今後これに追従する可能性が強いとみられている。

このような動きに関連して、カナダ政府は、このほど同国産金業者に対し、①自社新産金の一部を自由市場で売却してもなお補助金受給の資格があること、②自由市場における金価格の推移いかんにより、政府に対する売却を直ちに再開することも可能であること、の2点を明らかにし、補助金は自由市場に対する売却の有無に関係なく、年間の対政府売却額に応じて決定される旨付言したと伝えられる(注)。

なお、カナダ大蔵省は6月6日、産金業者から買入れた新産金の公認ディーラーに対する初の競売(約8万オンス、入札値は自由市場価格をいくぶん上回った由)を実施し、今後競売による買入れ新産金の市場売却を続ける旨明らかにした。

(注) 補助金は1オンス当たり平均7.40ドル(1967年実績、66年は6.60ドル、10.27ドルが法定最高限度)、採算不ぞえの産金業者(34社)中約4分の3が平均以上の補助金支給を受けている由。ちなみに、1社に対する年間政府補助金の具体的算出方式は次のとおり。

年間政府補助金支給額(ドル) = (年間対政府売却総量)の% (オンス) × (1オンス当たり総生産コスト - 26.50ドル/オンス)の% (ドル/オンス) × 125% (6月1日付フィナンシャル・ポスト紙)。

◇カナダ、ケネディ・ラウンド実施を一部繰延べ

カナダ政府はさる6月6日、ガット理事会に対しケネディ・ラウンドによる第1次関税引下げ対象品目のうち、7月1日から実施予定の化学製品およびプラスチック製品について、その実施を半年繰り延べるため、ガット第25条に基づくウェーバーを申請したが、6月21日同理事会は、全会一致をもって、カナダの申請を受理した旨発

表した。

今回の措置は、4月23日カナダ議会が解散し、6月25日に総選挙が行なわれたため、上記品目に関する特別立法措置(化学製品の関税分類変更など)が7月1日までに間に合わないため採られたものである。

なお、カナダはその他の関税譲許品目については、すでに1月1日に第1次引下げを実施済みである。

◇カナダ、外貨スワップ預金自粛措置を解除

カナダ大蔵省は6月13日、さる3月4日以来実施してきた各特許銀行の「外貨スワップ預金」受入れ自粛措置(4月号「要録」参照)(注)を解除した旨発表した。

本件自粛措置は、カナダ・ドル防衛策の一環として導入されたものであるが、最近では、欧州市場で初めての政府外債発行(5月中、西ドイツで250百万マルク、イタリアで625億リラを起債)や、鉄鋼、自動車を中心とする対米輸出の好調などから、このところカナダ・ドル相場がきわめて強調(5月中、カナダ銀行は市場で約1億ドルに及ぶ外貨の買操作を行なった由、6月26日現在ニューヨーク直物相場92.96米セント)となり、同国対外準備が大幅に増加した(5月末現在2,695百万ドル、前月比280百万ドル増)ほか、5月3日には各特許銀行に対し、外貨金融取引に関する包括的なガイドライン(6月号「要録」参照)が設定され、上記措置の必要性が薄らいだことなどの事情から、今回解除されるに至った。

(注) ちなみに、外貨スワップ預金残高は、6月12日現在351百万カナダ・ドルと、自粛要請前(2月28日現在893百万カナダ・ドル)に比し大幅減となっている。

欧州諸国

◇英蘭銀行、現金預金制度の骨子を公表

英蘭銀行は、金融政策の有効性をさらに確かなものとするため、現行の特別預金制度(Special Deposits scheme、適用対象はロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行に限られている)に類似した銀行流動性調整措置をその他の銀行に対しても適用する意向であり、かねてから関係銀行の代表者と協議を続けていたが、このほどその具体案をまとめ、6月14日発行の英蘭銀行四半期報で公表した。

新制度は、「現金預金制度(Cash Deposits scheme)」と呼ばれ、その骨子は次のとおり。

1. 対象銀行

ポンド建預金量3百万ポンド以上の全銀行(ただし、ロンドン手形交換所加盟銀行、スコットランド系銀行、

北アイルランド系銀行を除く)。

2. 実施時期

現在実施中の融資規制措置(6月号「要録」参照)廃止後、英蘭銀行が適当と判断したとき。

3. 対象預金

英蘭銀行は、そのときどきの情勢に応じて、対象預金を下記預金等のすべてとすることも、そのうちの特定預金とすることもできる。

- (1) 銀行を除く英国居住者のポンド預金(ただし、当初預入期間1年以上のものを除く)
- (2) 海外居住者のポンド預金(同上)
- (3) 外貨預金(CDを含む)のうちポンド転換額
- (4) 銀行間ネット借入れ額

4. 預入金額

- (1) 対象銀行は対象預金残高の一定比率を英蘭銀行の特別勘定に預入しなければならない。
- (2) 預入比率は、制度発足後1年間は、原則として2%を最高限度とする。ただし、対象銀行が英蘭銀行の貸出指導を十分に遵守していない場合には、英蘭銀行はこれを上回る比率を適用できる。
- (3) 預入比率は原則として全対象銀行一率とする。ただし、英蘭銀行は場合によっては銀行グループ別、さらには銀行ごとに、異なった比率を適用することもできる。また、英蘭銀行は、英国居住者預金と海外居住者預金とで、異なった比率を適用することもできる。
- (4) 対象預金量の変化に伴う預入金額の調整は毎月行なう。

5. 預金金利

英蘭銀行は現金預金について、本制度発足後1年間は、原則として大蔵省証券の市場利回りと同率の金利を支払う。ただし、対象銀行が英蘭銀行の貸出指導を十分に遵守していない場合には、英蘭銀行はこれを下回る利率を適用できる。

6. 預金期間

預金期間は1回の預入要請(call)につき最長6か月とし、預金は期日に自動的に払いもどしが行なわれる。

ただし、英蘭銀行はそのときどきの情勢に応じて、①預金の期限前払いもどし、②新たな預入要請による期日更新、を行なうことができる。

7. 預入時期

預入要請から実際の預入までの間、適当な時間的余裕を置くものとする。

8. 制度の再検討

英蘭銀行は、本制度実施後1年以内に、金融関係機関とともに制度の再検討を行なう。

◇英国、銀行融資規制措置に関する了解事項

ロンドン手形交換所加盟銀行は、英蘭銀行が5月23日深夜発表した銀行融資規制の強化措置(6月号「要録」参照)に関し、①公共部門向け貸出が規制対象外とされ、民間部門向け貸出のみがきわめてきびしく規制されたこと、②加盟銀行に対する事前協議がなかったこと、などを不服として、英蘭銀行総裁および蔵相に対して抗議を行っていたが、同協会の6月6日付け英蘭銀行総裁あて書簡によれば、両者の間に次のような了解が成立したことが明らかになった。

1. 規制強化に伴う摩擦を少なくするため、規制枠内への貸出抑制の実現までに若干の時間的余裕(some reasonable time)をおく。
2. 期間2～15年の中期輸出金融を規制対象外としてはしいという加盟銀行側の当初の要望は取り下げる。
3. 英蘭銀行は今後、今次措置のようにきびしい規制を銀行に課す場合には、事前に加盟銀行と協議(normal and proper consultation)を行なう。

◇英国のIMF資金引出し

6月19日、英国政府は、昨年11月30日締結されたスタンバイ取決めにに基づき、総額1,400百万ドルのIMF資金引出しを実行した旨発表した。この結果IMFの英ポンド保有額は、英国のクォータに対しこれまでの142.3%から199.7%に達した。

英国のIMF資金引出しの通貨別、調達方式別内訳

(単位・百万ドル)

	IMF 手持ち分	GAB	金売却分	合計
アルゼンチン	25	—	—	25
オーストラリア	40	—	16	56
オーストリア	20	—	13	33
ベルギー	15	55	37	107
カナダ	86	—	—	86
デンマーク	10	—	4	14
西ドイツ	—	226	121	347
イタリア	—	125	96	221
日本	40	—	9	49
メキシコ	21	—	6	27
オランダ	—	40	43	83
ノルウェー	15	—	4	19
南アフリカ	19	—	0	19
スウェーデン	10	30	14	54
米国	250	—	—	250
ベネズエラ	8	—	2	10
合計	559	476	365	1,400

なおIMFは、今次引出しに際し、GABの発動、金の売却を実施して所要資金の調達を行なったが、その調達方式別、通貨別内訳は前表のとおり。

◇西ドイツ、本年度の対米為替補償協定を締結

西ドイツ政府は6月10日、西ドイツ駐留米軍(約22万人)の西ドイツ国内における財貨・サービス調達費用を補償するための本年度為替補償協定(Devisenausgleichsabkommen, 1968年7月～1969年6月間)につき米政府との間で合意に達した。その概要以下のとおり。

- (1) ブンデスバンクは総額20億マルクの米政府中期証券を購入する。
- (2) 西ドイツ政府は、4億マルクの軍需物資を米国から輸入する。
- (3) 西ドイツの民間金融機関は総額約5億マルクの米政府中期証券を購入する(注)。

本件に関する交渉は、本年2月上旬来両国政府間で続けられ、米側がドル防衛策強化の観点から、駐留軍費全額(約35億マルクと伝えられる)の補償を要求したのに対し、西ドイツ側はこれには応じがたいとの態度を示したため、かなり難航していた。結局、今回西ドイツ側が、国の資本輸出促進策の一環として、上記(3)の方法による補償(本年度がはじめてのケース)を行なうことを提案したことにより、両国間の合意が成立したものである。

(注) 西ドイツ側購入銀行および購入対象米政府証券の内容以下のとおり。

- (1) 西ドイツ側購入銀行は Deutsche Bank, Dresdner Bank, Commerzbank, Deutsche Girozentrale(ドイツ振替中央金庫), Deutsche Genossenschaftskasse(ドイツ協同組合金庫), Bank für Gemeinwirtschaft(代表的な地銀)の6行。
- (2) 購入対象米政府証券は、期間4年半、ドイツ・マルク建、金利6¼%、利払い年2回。

◇西ドイツ、最低準備預金制度の対象金融機関規模別分類を変更

- (1) ブンデスバンクはこのほど、最低準備預金制度の対象金融機関の規模別分類基準を以下のとおり改訂し、7月1日から実施することを決定した。

旧分類……対象債務の残高3億マルク以上(当座性債務に関する現行準備率は7.1～9.25%)、300万マルク以上3億マルク未満(同6.4～8.5%)、300万マルク以上300万マルク未満(同5.7～7.8%)、300万マルク未満(同4.95～7.1%)の4分類。

新分類……対象債務の残高10億マルク以上、1億マルク以上10億マルク未満、100万マルク以上1億マルク未満、100万マルク未満の4分類(ただし、各区分の適用準備率は従来と不変)。

は従来と不変)。

- (2) 旧分類は1958年8月以降変更されておらず、この結果、金融機関の規模が大きくなるにつれて、より高い最低準備率の区分に移行するため、最低準備率を変更しなくとも、長期的にはわずかながら最低準備率を引き上げたのと同様の効果が出るようになっていた。今次措置はこうした点を修正するための純技術的な調整であり、金融政策的意図はとくにないといわれている。なおブンデスバンクは、今次措置により金融機関の所要準備額は約4億マルク減少するものの、これは6月および7月に予想される所要準備額の自然増加によって吸収されてしまう程度のもので、金融緩和効果をもつものではないとしている。

◇フランクフルト取引所の金取引開始

フランクフルト取引所に金取引所を開設する準備はかねてから進められていたが(6月号「要録」参照)、さる6月18日から正式に金取引が開始されることとなった。fixingは毎営業日12時に、1kgバー(純度999.9)および12.5kgバー(同995～998)の2銘柄についてドイツ・マルク表示で行なわれる。なお、初日のfixingは、kg当り前者については5,290マルク(1トロイ・オンス当り41.10ドル)、後者については5,280マルク(同41.05ドル)であった。

◇ジロー振替機関(Girozentrale)の合併

ノルトライン・ウェストファーレン州所在の Rheinische Girozentrale und Provinzialbank(デュッセルドルフ所在、1966年末総資産126億マルク)と、同州所在の Landesbank für Westfalen Girozentrale(ミュンスター所在、同85億マルク)の両行は、5月3日、1969年1月1日を期して合併し、新銀行名を Rheinisch-Westfälische Girozentrale Landesbank とすることを決定した。

この結果新銀行の総資産は、現在の西ドイツにおける最大の金融機関であるドイッチェ・バンクの総資産(1967年末現在約204億マルク)をしのぐことになるものと予想されるが、本来ジロー振替機関は、通常の商業銀行ではなく、各州における貯蓄銀行(sparkasse)の親銀行としての業務(資金振替等)および地方公共団体への信用供与を主要業務とする公的金融機関であり、今回の合併も監督当局であるノルトライン・ウェストファーレン州当局の意向により、これまで2行あった同州のジロー振替機関を1行に合併することになったものと伝えられる(他の州においては州ごとに1行となっている)。

◇フランス、為替管理措置を実施

フランス政府は、5月31日、政治・経済的混乱に伴う急激な資本逃避を阻止するため、概要次のような為替管理措置を実施する旨発表した。

1. 為替管理に関する政令(5月29日付 Décret réglementant les relations financières avec l'étranger)

- (1) 本措置は一時的、例外的なものである(第1条)。
- (2) フランスと外国間、または居住者と非居住者間の為替取引、資本移動およびいっさいの決済は、原則として(大蔵大臣の許可がないかぎり)為替銀行を通じて行なわれなければならない(第2条)。
- (3) 居住者による在外資産または対外支払手段の保有をもたらすいっさいの為替または振替取引は、原則として禁止される(第3条)。
- (4) 居住者による外国または非居住者に対するいっさいの決済または振替は、大蔵大臣の事前許可を要する(第4条)。
- (5) 居住者による支払手段(銀行券、小切手、手形)、有価証券の輸出は、原則として禁止される。また金の輸出入は大蔵大臣の事前許可を要する(第5条)。
- (6) 居住者は、輸出、サービスなどから生じたいっさいの外国または非居住者に対する資産をフランスにもどし、所定の期間を経過した場合(le cas échéant)には為替市場に売却しなければならない(第6条)。
- (7) 1967年1月27日の為替自由化措置のうち、本措置に抵触する規定は、これを廃止することとする(第9条)。
- (8) 本措置は即時発効する(第11条)。

2. 上記政令実施に関する省令(5月29日付 Fixation de certaines modalités d'application du décret)

- (1) 輸出、サービスなど經常取引の決済については、包括的に許可される(第2条1項)。ただし、この場合には別途通ちょう(5月31日付)により、実需取引であることを示す関係書類の提出を要する。
- (2) 旅行者の持出しは、フランス銀行券、外貨の形態を問わず原則として1人1旅行千フランとする(第2条2項、第3条——しかしこの点については、6月22日、24時間以内の旅行者に関しては持出し限度が100フランまでに制限が強化された)。
- (3) フランスにある非居住者名義の口座にフランス銀行券を払い込むことは認められない(第5条)。なお、非居住者名義口座の開設自体は別途通ちょう(5月31日付)により認められている。
- (4) 包括または個別の許可により対外決済のため取得した外貨は、その買入れ後3か月を経ても使用されない場合には市場に売却されなくてはならない(第7条)。

(5) 為替銀行の外貨保有は認められる(第8条)。ただし、フランス銀行の決定(6月3日付)により、為替銀行は5月31日以降、その保有する外貨および外貨建債権の買持ち部分を増加させてはならないこととなっている。

(6) 居住者は輸出などにより取得した外貨債権について、その決済日から1か月以内に受領することとする。輸出についての決済日は、当該契約に定められた日であるが、原則として貨物到着後180日以内でなくてはならない。決済が外貨で行なわれた場合には、受領日から1か月以内に売却しなければならない(第9条)。

◇フランスのIMF資金引出し

6月4日、フランス政府は、最近のフランの動揺に伴う外貨準備の減少傾向に対処するため、総額745百万ドル(注)のIMF資金引出しを実施した旨発表した。

IMFは当初、手持ち外貨(563百万ドル)と金売却(182百万ドル)によってまかなったが、その後、GABを発動したので、最終的な通貨別、調達方式別内訳は、次のとおりとなった。

(注) ゴールド・トランシュ分246.2百万ドル、スーパー・ゴールド・トランシュ分498.8百万ドルの合計。

フランスのIMF資金引出しの 通貨別、調達方式別内訳

(単位・百万ドル)

	IMF 手持ち分	GAB	金売却分	合計
西 ド イ ツ	0	140	64	204
イ タ リ ア	0	60	48	108
メ キ シ コ	10	0	3.5	13.5
ベルギー	20	15	19	54
オランダ	0	35	22	57
日本	10	0	5	15
スウェーデン	—	15	7	22
オーストラリア	20	—	8.5	28.5
南アフリカ	23	0	0	23
ノルウェー	5	0	1.5	6.5
デンマーク	10	0	2	12
アイルランド	15	0	1.5	16.5
米 国	150	0	0	150
カナダ	35	0	0	35
合 計	298	265	182	745

◇フランス、今次混乱に対処する緊急措置決定

フランス政府は、今次政治・経済的混乱によってこうむった企業の損害を救済し、また懸念される物価上昇を

回避するため、6月26日次のような物価および輸出入対策の大綱を決定した。

(1) 物価対策

イ、Contrat de Programme(計画契約)(注)の適用を受ける生産業者については、本年末まで価格上げを極力抑制するが、個々のケースにつき、生産性、企業収益等を考慮のうえ具体的に検討を行なう。

ロ、サービス価格、商業マージンについては、業者団体と検討を行ない協約(Convention)を締結する。

ハ、公共料金については、本年中企業負担を増加させるような引上げ(たとえば、貨物運賃、業務用電力料金)は避ける。

(注) Contrat de Programme(計画契約)は、1966年2月、従来の価格凍結措置(1963年9月実施)の手直しをはかるため導入された制度で、製品価格の引上げを希望する企業が、大蔵省に賃金、生産、設備投資に関する計画を提出し、これが妥当と判断された場合に価格引上げが認められるとするもの。

(2) 輸出対策

イ、本年中に限り輸出業者の金利負担を軽減する。

ロ、本年中に契約を締結した設備財輸出に対しては、輸出保険の条件を緩和し、製造コストの値上がりにより生ずる損失を補償する。

ハ、上記保険の適用を受けない輸出に対しては、次のとおり補助金を当該輸出業者に与える。

(イ) 10月31日までは輸出商品原価に占める人件費の6%。

(ロ) 11月1日から明年1月31日までは同3%。

(3) 輸入対策

本年中に限り、自動車、家庭電気機器、繊維の一部につき輸入割当を行なう(注1)。

上記措置に関しクーブドミュルビル蔵相は記者会見を行ない、①物価対策については、賃金上昇による企業の負担を考慮して物価凍結の手段を避け、話し合い(Contrat de Programme および Convention)により価格引上げを極力小幅に押えてゆく、②輸入対策としては、偽装されたフラン切下げである課徴金という手段はとらず、必要最小限の範囲で輸入割当の方法をとった、などのコメントを加えた。

一方、フランス銀行は、6月27日、上記対策の一環として、輸出関係手形(注2)再割引率を本年中に限り3%から2%に引き下げる旨を発表した。

(注1) 6月末までの現地報道によれば、措置の内容次のとおり。

(1) 自動車…7月1日～10月31日間の輸入を、対前年同期比で乗用車15%増、商業車10%増の枠内に押える。

(2) 繊維…7月1日～12月31日間の輸入を、本年1～6月の輸入の枠内に押える(この結果、本年の輸入はほぼ前年並みとなる)。

(3) 鉄鋼…7月1日～12月31日間の月当り輸入を、390千ト

ン(前年同期比7%増)の枠内に押える。

(4) 家庭電気機器(冷蔵庫、洗たく機等)…7月1日～12月31日間の輸入を、対前年同期比10%増の枠内に押える。

(注2) フランス銀行が再割引を行なう手形は、①外国にコルレス先を有する銀行において割引かれ、②期間3ヵ月以内の、③フランス貿易銀行の保証のある、手形とされている。

◇フランス、中小企業救済措置を決定

フランス政府は6月6日、今次混乱の結果資金繰り等の面で特に強い影響を受けている中小企業を救済するため、一時的な対策として次の措置を採ることを決定した。

(1) 中小企業(年間取引規模200万フラン以下)に対し、国家契約金庫(Caisse Nationale des Marchés de l'Etat)等を通じ低利融資を行なう。

融資総額…約40億フラン

融資額…企業の年間取引量の10～15%見当

融資方法…10月1日までに各企業が取引銀行に対し本件融資の申込みを行ない、銀行は国家契約金庫の保証を得たのち融資を実行する(この場合、危険負担は国家契約金庫が%、銀行が%)

金利…5%

償還…6ヵ月据置、以後3ヵ月ごと4回にわたり分割返済

なお、銀行は本件手形についてフランス銀行から再割引枠外で流動化できる。

(2) 5月20日以後に納税期日の到来したすべての租税債務の納期を6月15日まで延期する。

また、月間の付加価値税支払が20千フラン未満の企業に対しては、5月20日から6月15日までに到来する納期をさらに1ヵ月間延長する。

◇フランス銀行、中期信用手形保有率の引下げおよび再割引限度の引上げを決定

フランス銀行は、6月21日から中期信用手形保有率(注)を2%引き下げる(16→14%)とともに、同行再割引限度についても現行限度を20%引き上げること(なお、再割引限度の引上げは、最長4ヵ月間に限られている)を決定した。

上記措置は、ストライキ後のフランス経済の立直り促進、とくに当面の企業の資金繰り困難に対処し、あわせて投資促進を図るため採られたものとみられている。

なお、中期信用手形保有率の2%引下げにより約20億フランの資金が解除され、また再割引限度の引上げにより約16億フランがフランス銀行に持込み可能となると見

込まれている。

(注) 中期信用手形保有率は、金融機関のフランス国内本支店における当座預金等短期債務に対するフランス銀行の再割可能な中期信用手形の比率で、昨年1月準備預金制度が導入された際、同保有率は20%と決定され、その後漸次引き下げられている(1970年に、廃止の予定)。

◇フランス、GAB債権を譲渡

IMFは6月17日、GAB取決めB項の規定に基づき、フランスのGAB債権140百万ドルが、ドイツ(80百万ドル)、イタリア(40百万ドル)、オランダ、ベルギー(各10百万ドル)の4か国に譲渡された旨発表した。

今回譲渡の対象となったフランスの債権は、昨年5月の英国IMF資金引出しの時のGAB発動に伴うものであるが、フランスは本件譲渡に際し、当該GAB発動と同時にIMFからフラン対価で取得した金を、これら4か国に売却した(注)。

(注) 各国別の金売却内訳は、債権譲渡額に応じ、ドイツ52.8百万ドル、イタリア26.4百万ドル、オランダ、ベルギー各6.6百万ドル。

◇デンマーク、公定歩合を再引下げ

デンマーク国民銀行は6月12日、公定歩合を0.5%引き下げ(7.0→6.5%)、翌13日から実施する旨発表した。今次引下げは、本年3月の引下げ(7.5→7.0%、4月号「要録」参照)に続く2回目の措置であり、この結果同国の公定歩合は、同国平価の切下げに伴う緊急引上げ(67年12月19日、6.5→7.5%)前の水準に復帰した。

今次措置は、①新内閣による財政緊縮措置等の具体化に伴う景気の鎮静化と、②工業製品を中心とする輸出の好伸気配(注)とを基本的背景とし、あわせて民間設備投資(昨年は前年比5%減の見込み)の促進と、このところ高水準にある失業(本年3月現在51千人と、前年同月比2.1倍)の解消に資するために採られたものと思われる。

もっとも、今次措置が同国の貿易収支(注)が依然として赤字を持続し、かつ賃金の騰勢が根強い(本年1月現在の賃金指数は対前年同月比+5.8%、昨年1年間は+4.2%)状況において実施された点については問題なしとせず、現にOECDは、6月初めに発表した同国経済に関する報告において、平価切下げ効果を確保するためには強力な所得政策の実施による内需(とくに個人消費)の抑制が必要である旨の勧告を行なっている。

(注) 最近の貿易収支動向

68年1～4月累計			
輸出	6,278百万クローネ	(前年同期比+13.3%)	
輸入	7,930 "	(" +10.0%)	
収支じり	-1,652 "	(前年同期 △ 1,665)	

ア ジ ア 諸 国

◇フィリピン、輸入保証金率の引上げを実施

フィリピン中央銀行は6月13日、貿易収支の悪化を防止するため、輸入保証金率を下記のとおり引き上げることと決定、即日実施した。なお、同保証金率は6か月間維持される予定である。

L C金額に対する積立率
(引上げ前) (引上げ後)

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| (1) 生産・消費関係必需品輸入の場合 | 25% → 50% |
| (2) 生産用準必需品輸入の場合 | 50% → 75% |
| (3) 生産用非必需品および消費費用準必需品輸入の場合 | 75% → 100% |
| (4) 消費費用非必需品輸入の場合 | 150% → 175% |

(ただし、米・小麦粉・コーンビーフ・ミルク等の必需品13品目は輸入保証金制度の対象外とする)

同国では昨年初来の貿易収支の悪化(67年中の貿易赤字額は359.4百万ドルと前年比3.6倍)に対処して、昨年6月および本年2月の2回にわたって公定歩合の引上げを実施するなど、国内経済の過熱化、輸入需要の抑制に努めてきたが、最近においても貿易収支がはかばかしい改善を示していないことから、今回の措置に踏み切ったものであり、同措置により本年の貿易収支の赤字幅は275百万ドルから101百万ドルに縮小するものと期待されている。

◇韓国、外資導入合理化方針の実施

近年積極的に外資を導入してきた韓国では、最近に至り、①外資の導入を急ぐあまり導入条件が不利になる一方、②企業側では安易に外資を受け入れたものの、償還期になってその元利払いができなくなる、などの問題を生じた。これに対処し、同国の経済閣僚会議では外資導入を合理化するための新方針を大要次のとおり決定、昨年12月1日から実施した。

1. 外資導入の基準

今後外資の導入が認められるのは、外資導入法第4条で定められた事業(注)であって、かつ次の条件を満たすものに限られる。

- (1) 採算性が高い事業であること。
- (2) 民間企業の場合には、支払保証銀行が、当該企業の経理が健全で、必要な国内資金調達能力があると認められたものであること。

(注) 外資導入法第4条で定められた事業は次のとおり。

- (1) 国際収支の改善に寄与する事業

- (2) 重要産業または公益事業の発達に寄与する事業
- (3) 経済開発計画に織り込まれている事業

2. 外資導入の年次別限度額

政府は、外資導入を適正規模に保持する見地から、導入外資の元利償還額がその年の経常外貨収入見込み額の9%をこえないよう、毎年の外資導入額を調整しなければならない。

3. 外資導入先の分散

外資の導入先を分散させるため、特定国からの民間借款が民間借款総額の50%をこえないように規制する。このため、西欧諸国など新規の外資導入先の開拓に努める。

4. 外資の転貸制度の適用拡大

従来、財政借款の導入の際利用されてきた外資の転貸制度(一括して外資を導入のうえ、これを小口のエンド・ユーザーに転貸する方式)は、今後民間借款にも適用される。このため、50万ドル以下の小口借款は、原則として韓国産業銀行、中小企業銀行、韓国開発金融会社などの国内開発金融機関を通じて一括導入のうえ、個別の借

款申請者に転貸されることとなった。

5. 国内資金の調達を目的とする現金借款の規制

現金借款によって調達された国内支払手段は、いったん銀行に預入されたうえ、建設工事の進捗状況ならびに関係官庁の承認した計画に従って逐次払いもどされる。

6. 直接投資の誘致

外国人の直接投資を誘致するため、国内手続きを簡素化するとともに、外国との投資保証協定、課税協定などの締結を急ぐこととする。ただし、直接投資の導入によって国内の既存企業が過度の圧迫をこうむることのないよう十分配慮する。

以上のほか、①外資導入企業の経理面の重視(導入企業の払込み資本金を借款総額の20%以上とするなど)、②導入企業の株式の公開(導入に関する支払保証の承認を受けた日から5年以内にその株式を一般に公開する)、③借款の元利金が償還されなかった場合の処理(物的担保の処分や当該企業の株式の競売)、などに関し従来よりきびしい規制が適用されることとなった。